

## 三重県公衆衛生審議会地域・職域連携部会設置要綱

### (目的)

第1条 県民の健康の保持・増進のためには、生涯を通じての共通の基盤に立った保健サービスを継続的に提供することが重要であることから地域保健と職域保健が連携し、健康づくりの情報共有、保健事業の共同実施、保健事業の実施に要する社会資源の有効活用等を行うため、三重県公衆衛生審議会地域・職域連携部会(以下「部会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 部会は、地域保健関係機関、職域保健関係機関及びその他の関係機関から幅広く参画を得て構成し、その代表者等を委員とする。

- 2 部会は、委員20名以内で組織する。
- 3 部会は、三重県地域・職域連携推進協議会を通称とする。

### (役員)

第3条 部会に会長及び副会長一人を置き、委員の中から互選により選任する。

- 2 会長は、部会を代表し、会議を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期の途中で委員の交替があった場合は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 部会は、部会に属する委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

### (協議内容)

第6条 部会は、次の事項を中心に協議するものとする。

- (1) 保健事業情報の交換及び健康情報の分析、共有に関する事。
- (2) 健康課題の明確化に関する事。
- (3) 人材育成のための研修会に関する事。
- (4) 各種事業の連携促進の協議及び共同実施に関する事。
- (5) 県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置つける目標設定等に関する事。
- (6) 特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討に関する事。
- (7) その他健康づくりに関する事。

### (報告)

第7条 会長は、部会が決定した事項について、その内容を三重県公衆衛生審議会に報告又は提案する。

(事務局)

第8条 事務局は、三重県健康福祉部健康づくり室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会運営に関して必要な事項は、委員で協議し、別途定める。

附則

この要綱は、平成19年6月21日から施行する。

この要綱は、平成21年7月1日から適用する。